

第 6 次広尾町行政改革大綱(原案)

【令和 8 年度～令和 1 2 年度】

令和 7 年 8 月

広 尾 町

目 次

I. 行政改革の取組経過と必要性	1
II. 基本方針と基本視点	2
III. 計画期間	2
IV. 基本視点別の取組事項	3
1. まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める 「人材育成」	3
(1) 職員の力を最大限に引き出し、活かす	3
(2) 住民の力をまちづくりに結集する	3
2. 民間の力をまちづくりに活かす 「官民連携」	4
(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）	4
(2) 町内経済の好循環の実現	5
3. 健全な財政基盤を確立する 「財政健全化」	5
(1) 人口減少下における行政資源の有効活用	5
(2) 環境に配慮しながら行政コストの無駄を徹底的に削減する	6
(3) コストに見合った負担への理解・協力	6
4. まちの魅力を未来へつなげる 「持続可能なまち」	7
(1) まちの魅力や特色に磨きをかける	7
(2) 未来を見据えた持続可能なまちづくり	8
第6次行政改革取組の全体像	9
用語説明	58

第 6 次 行 政 改 革 大 綱（案）

I． 行政改革の取組経過と必要性

広尾町では、昭和 61 年に「行政改革大綱」を策定して以来、「第 5 次行政改革大綱」に至るまで、事務事業の見直しや時代に即した組織・機構の構築など、効率的な行財政運営に取り組んできたところですが、地方自治体を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少の進行、急激な物価高騰、社会保障費の増加、公共施設・インフラの老朽化、あらゆる分野における人手不足、自治体間競争の過熱、新たな行政課題への対応などから、一層厳しさを増しています。

広尾町においても、過去に経験したことがない社会情勢の変化に直面し、厳しい財政状況、限られた職員数の中で、多様化・複雑化する地域の課題やニーズに対し、行政サービスを維持、継続していくことが困難な状況が予想され、特に令和 11 年度までは港湾債の償還額がピークを迎えるなど、正念場を迎えます。

このような状況下において広尾町は、財政健全化による第 6 次まちづくり推進総合計画（後期）の着実な実行と、将来を見据えた持続可能な行財政運営、さらに、人口減少社会における新しい時代に対応したまちづくりを進めるため、「第 6 次行政改革大綱（以下、「本大綱」という。）」を策定し、広尾町における行政改革の基本的な考え方と具体的な取組事項を明らかにします。

Ⅱ．基本方針と基本視点

本町のまちづくりの指針となる「広尾町まちづくり推進総合計画」を推進するにあたっては、将来を見据えた持続可能な行財政運営、さらに、人口減少社会における新しい時代に対応したまちづくりを進めていくことが重要です。

本大綱では、以下の基本方針を掲げ、4つの基本視点を柱とした行政改革に取り組めます。

・基本方針

人口減少社会における新しい時代に対応したまちへと変革する

・基本視点 1. まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める「人材育成」

2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」

3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」

4. まちの魅力を未来へつなげる「持続可能なまち」

Ⅲ．計画期間

本大綱の計画期間は、第6次まちづくり推進総合計画（後期）と整合性を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、うち前半の3年間（令和8年度から令和10年度まで）を「集中改革期間」に設定し、集中的に改革に取り組めます。

また、5年後の令和12年度、10年後の令和17年度を見据えた内容とすることに加え、本大綱に盛り込んでいない事項であっても、社会経済情勢の変化等により取り組むべきものが生じた場合は、積極的に取り組むこととします。

・計画期間 令和8年度から令和12年度まで（5年間）

・集中改革期間 令和8年度から令和10年度まで（3年間）

IV. 基本視点別の取組事項

1. まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める「人材育成」

まちづくりにおいて、施策等を実行する職員の力は地域にとっての財産です。個々の職員が最大限に力を発揮できる環境を整え、新しい時代に対応できる人材を育成します。

また、まちづくりの主役である町民のまちづくりへの参加意欲を喚起し、職員とともに活躍できる仕組みづくりを行います。

(1) 職員の力を最大限に引き出し、活かす

自治体が多様化する行政需要と時代の変化に対応するためには、職員の人材育成が必要不可欠です。職員が働きやすい職場環境を整えるとともに、多様な視点を醸成しながら柔軟な発想力を育むなど、個々の職員の実践力を強化します。

また、専門性を高めるための継続的な学びの意欲を喚起し、町民とともに課題解決に取り組むことができる職員を育成します。

さらに、時代にあった組織機構への見直しを図るとともに、スキルを持った外部人材の積極的な採用も検討します。

【具体的な取組事項】

- ① 職員のスキルアップへの支援
- ② 時代にあった組織・機構へ見直し
- ③ 職員採用の多様化
- ④ 職員間、職員と住民とのコミュニケーション、協働の強化
- ⑤ 業務に必要な資格・免許の取得を支援
- ⑥ 働きやすい職場環境づくり

(2) 住民の力をまちづくりに結集する

このまちが将来にわたり住みよく魅力的なまちとなるためには、町民参加によるまちづくりが欠かせません。まちづくりに関わる人材や団体など、多世代・多様な人材の育成を図るとともに、町民のまちづくりに関する意見やアイデアを活かし、町民と職員がともに課題解決に取り組むことができる仕組みを構築します。

【具体的な取組事項】

- ① まちづくりに関わる人材や団体の育成
- ② まちづくりへの町民参加の仕組みづくり

2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」

これからのまちづくりにおいて、民間の持つ多様なノウハウや技術、資金や人材を最大限に活用することは、財政的にもメリットがあり町民サービスの向上の観点からも有効です。「民間でできるものは民間へ」の考えを基本に、可能な業務について、指定管理や外部委託、協定締結、外部人材の派遣など、積極的な官民連携を推進します。

また、まちの経済を支える産業や商工業などへの積極的な支援を行い、経済の好循環に繋がります。

（１）新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）

公共施設の管理や業務の推進に、指定管理者制度など様々な手法を用いた行政と民間との協働の取組の導入を検討するとともに、住民サービスや暮らしの利便性・満足度の向上に向けては、新たな技術（デジタルなど）の導入に際し、民間が有するノウハウを最大限に活用します。また、地域活性化企業人制度や企業版ふるさと納税制度などを活用し、民間の人材や資金をまちづくりに積極的に活かす取り組みを加速します。

【具体的な取組事項】

- ① 民間に任せることのできる業務・施設の民営化
- ② 大型事業に民間のアイデアやノウハウを活用
- ③ 企業との協働によるDX（デジタルトランスフォーメーション）導入（住民サービスや暮らしの利便性・満足度向上）
- ④ 地域活性化企業人など、外部人材の積極的な登用
- ⑤ 企業版ふるさと納税制度の活用
- ⑥ まちづくり包括協定や災害協定の締結による行政と民間との協力体制の強化
- ⑦ あらゆる交通資源の統合・最適化による公共交通の効率化と利便性の向上

（２）町内経済の好循環の実現

第一次産業を含むまちの経済を支えるあらゆる産業の成長を後押しするとともに、十勝港を核とした企業誘致や、空き地や空き物件を活用した新規創業を促進するなど、北海道十勝における広尾町の役割を明確にし、地域内の経済循環の活発化に繋がります。

【具体的な取組事項】

- ① 成長産業への積極的な支援
- ② 積極的な企業誘致の促進
- ③ 十勝港の利活用促進
- ④ 地域内経済循環の活発化

３．健全な財政基盤を確立する「財政健全化」

行政運営の基本は、最小の経費で最大の効果を上げることにあります。地方自治体の財政は、歳入では、人口減少に伴う税収の減や地方交付税など依存財源の不確実性など、歳出では、高齢者人口の増に伴う社会保障費の増や老朽化したインフラに係る維持管理コストの増などの課題があり、依然として厳しい運営を強いられています。

広尾町においても予断を許さない状況が続くことが予想されることから、人口減少社会に的確に対応し、限られた行政資源を必要な業務に集中させることができるよう、デジタル技術を活用し、環境にも配慮しながら、業務の合理化・効率化、行政財産の有効活用などに取り組み、持続可能で健全な財政基盤の確立をめざします。

（１）人口減少下における行政資源の有効活用

時代の変化に伴い役割を終えた事業や所期の目的が達成された事業などについては、これまでも行政改革の中で事務事業等の見直しを行ってきましたが、人口減少が加速し、社会が大きく変革する中で、限られた行政資源を真に必要な業務に集中させるためには、人口減少を見据えた業務の合理化・効率化、既存施設の集約・統合など不断の努力が必要です。令和３年度に導入した新たな施策評価の仕組みを継続するとともに、集会所など既存施設の集約・複合化の検討や、活用の見込みのない行政財産の積極的な売却・貸付を進めるなど、行政資源の有効活用に努めます。

【具体的な取組事項】

- ① 役割を終えた事業のスクラップ、業務の洗い出し
- ② 補助金・交付金、扶助費の有効性の点検
- ③ 人口減少を見据えた行政財産の有効活用
- ④ 健全な財政運営の推進

(2) 環境に配慮しながら行政コストの無駄を徹底的に削減する

地方自治体において、急速な人口減少が見込まれる中、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、デジタル技術やＡＩ等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが重要です。

そのために、庁内にＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を推進する体制を構築し、ペーパーレス化やオンライン化など、デジタル技術等を活用した全庁的な業務効率化に取り組み、行政コストの削減に努めます。

また、持続可能な地域づくりのために、地方自治体は率先してＧＸ（グリーントランスフォーメーション）に取り組み、地球環境に配慮した行政運営を行わなければなりません。広尾町エコオフィスプランの実践や再生可能エネルギーの活用など、脱炭素化に向けた取組を推進します。

【具体的な取組事項】

- ① 自治体ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）導入による「業務効率化」
- ② ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）の取組による環境への配慮

(3) コストに見合った負担への理解・協力

近年、急激な物価高騰や人件費の引き上げにより、施設の維持管理費用などが上昇し、町の財政を圧迫しています。今後も持続可能な行政運営を行っていくためには、各種料金について、受益者負担の原則と町民負担の公平性の観点から、見直しを行う必要があります。

下水道料金については、社会情勢や他の地方公共団体との均衡に十分配慮しながら、独立採算制を原則とする公営企業への一般会計からの繰り出しを抑制するため、適正な料金設定に努めます。また、料金を改定する際は、受益者である町民に対し

丁寧な説明を行い、理解と協力を求めます。

さらに、し尿処理手数料及び有料ごみ袋等についても、見直しの検討に着手します。

【具体的な取組事項】

- ① 物価高騰や人件費引き上げによる施設管理コストの増加に見合った受益者負担額の適正化

4. まちの魅力を未来へつなげる「持続可能なまち」

人口減少社会に対応し、持続可能なまちをつくるためには、地域の持つ気候や風土、あらゆる資源のポテンシャルをいかに活かしていくかがポイントであり、自治体として生き残るための最重要課題であると言えます。地域にある資源を見つめ直し、磨き上げを行うことにより価値を向上させたり、適切に保全したりし、町民はもとより、町外の人にもアピールできる魅力的なまちをめざします。

また、人口減少下において社会情勢の変化に対応したまちづくりを進めるためには、一つの自治体ですべての機能を充足させることは困難であることから、他の自治体との多様な連携の形を構築します。さらに、未来を見据えた「コンパクト・シティ」を意識したまちの形を模索します。

(1) まちの魅力や特色に磨きをかける

ふるさと納税制度を活用し返礼品となる特産品の充実を図ったり、まちにある様々な資源に磨きをかけて価値の向上を図ったりするなど、貴重な地域資源を守り育てるための収入の確保に努めます。

また、J-クレジット制度を活用し、町有林による温室効果ガス吸収量をクレジット化し販売することにより、持続可能な森林資源の循環システムの構築をめざします。

【具体的な取組事項】

- ① ふるさと納税制度の活用
- ② J-クレジット制度による温室効果ガス吸収量の販売
- ③ 地域資源の保全と活用

（２）未来を見据えた持続可能なまちづくり

人口減少下において今後益々多様化・複雑化する行政ニーズに応えていくためには、一つの自治体ですべての機能を充足する考えから、他の自治体とあらゆる分野で連携・補完しあう考えに転換する必要があります。広尾町では、これまで隣接自治体との事務の共同化や広域連携などに取り組んできました。

今後は、遠隔自治体との連携や公共施設の共同利用など、今までの枠組みにとられない多様な連携の在り方を検討します。また、人口減少を見据え、「コンパクト・シティ」を意識したまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定し、公共的機能をまちの中心部に集約するなど、未来に向けたまちの形を模索します。

また、地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしている、町内会活動の活性化に向けた相談支援や職員地域分担制の充実強化を図ります。

【具体的な取組事項】

- ① 広域行政の推進
- ② 人口減少を見据え、「コンパクト・シティ」を意識したまちづくりの推進
- ③ コミュニティの維持と活性化

第6次行政改革取組の全体像

行革の基本視点	視点別取組項目	具体的取組事項	頁
1. まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める 「人材育成」	(1) 職員の力を最大限に引き出し、活かす	① 職員のスキルアップへの支援	11
		② 時代にあった組織・機構へ見直し	12
		③ 職員採用の多様化	13
		④ 職員間、職員と住民とのコミュニケーション、協働の強化	14
		⑤ 業務に必要な資格・免許の取得を支援	15
		⑥ 働きやすい職場環境づくり	16
	(2) 住民の力をまちづくりに結集する	① まちづくりに関わる人材や団体の育成	17
		② まちづくりへの町民参加の仕組みづくり	18
2. 民間の力をまちづくりに活かす 「官民連携」	(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）	① 民間に任せることのできる業務・施設の民営化	19
		② 大型事業に民間のアイデアやノウハウを活用	23
		③ 企業との協働によるDX導入（住民サービスや暮らしの利便性・満足度向上）	24
		④ 地域活性化企業人など、外部人材の積極的な登用	25
		⑤ 企業版ふるさと納税制度の活用	26
		⑥ まちづくり包括協定や災害協定の締結による行政と民間との協力体制の強化	27
		⑦ あらゆる交通資源の統合・最適化による公共交通の効率化と利便性の向上	28
	(2) 町内経済の好循環の実現	① 成長産業への積極的な支援	29
		② 積極的な企業誘致の促進	30
		③ 十勝港の利活用促進	31
		④ 地域内経済循環の活発化	32
3. 健全な財政基盤を確立する 「財政健全化」	(1) 人口減少下における行政資源の有効活用	① 役割を終えた事業のスクラップ、業務の洗い出し	33
		② 補助金・交付金、扶助費の有効性の点検	34
		③ 人口減少を見据えた行政財産の有効活用	39
		④ 健全な財政運営の推進	
		ア. 特別職給料の見直し	42
		イ. 各種審議会委員等の報酬の見直し	43
		ウ. 町税の収納率向上の取組	44
	(2) 環境に配慮しながら行政コストの無駄を徹底的に削減する	① 自治体DX導入による「業務効率化」	
		ア. DX推進体制の構築	45
		イ. 押印の廃止と電子手続きの導入	46
		② GXの取組による環境への配慮	47
	(3) コストに見合った負担への理解・協力	① 物価高騰や人件費引き上げによる施設管理コストの増加に見合った受益者負担額の適正化	
		ア. 使用料・手数料の見直し	48
		イ. し尿処理手数料の見直し	49
		ウ. ごみ袋料金の見直し	50
		エ. 下水道使用料及び個別排水使用料の見直し	51

4. まちの魅力を未来へつなげる 「持続可能なまち」	(1) まちの魅力や特色に磨き をかける	① ふるさと納税制度の活用	52
		② J-クレジット制度による温室効果ガス吸収量の販売	53
		③ 地域資源の保全と活用	54
	(2) 未来を見据えた持続可能なまちづくり	① 広域行政の推進	55
		② 人口減少を見据え、「コンパクト・シティ」を意識したまちづくりの推進	56
		③ コミュニティの維持と活性化	57

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	1. まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める「人材育成」							
2. 視点別取組項目	(1) 職員の力を最大限に引き出し、活かす							
3. 具体的取組事項	① 職員のスキルアップへの支援							
4. 推進所管課等	総務課							
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	職員数の減少や業務量の増加が続く中、職員としての幅広い知識が求められている現状において、いかに効率よく研修等に参加し、また、多くの部署を経験することにより、職員の能力を高め、行政サービスの向上を図るかが課題となる。							
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	職員の業務の影響や負担を最小限に考慮した研修等の参加 ・研修実施業者へ委託し、eラーニング（時間にとらわれない研修方法）を活用する。 多様な分野を経験することで職員の適正を見出し、中長期的な視点での人材育成を図る。 ・一定の基準で計画的に人事異動を行うジョブローテーション制度を導入する。（他の自治体の導入事例を参考にする） ・人事評価制度の安定的かつ効率的な運用や、役職定年者等の経験や知識に応じた適切な配置							
7. 到達目標 具体的に記述	・従来の集合研修とeラーニングを組み合わせた効果的な研修体制を構築する。（職員研修計画の策定） ・ジョブローテーション制度の設計と制度に基づく人事異動が行われる。							
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
・eラーニング		検討	検討	業者選定開始				
・ジョブローテーション		検討	検討	開始				
9. 期待される効果	・研修の出張旅費の予算額縮減と研修受講に費やしていた移動時間の負担軽減につながる。また、職員の学びの意欲を喚起し、幅広い行政ニーズに対応できる能力を身に付けることができる。 ・決められた年数、役職、課係数、業務内容が事前に把握できることにより、職員が計画性をもって業務を行える。また、職員の適正配置と能力開発が図られる。							
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・自席や勤務場所以外の場所でも研修が行えるなど、研修を受講しやすい体制づくりが必要である。 ・一般職以外の専門職をどのようにジョブローテーションするかが課題。また、職員のモチベーションの低下にならないよう本人と面談等を行い、ジョブローテーションの途中変更も含め、様々な工夫が必要							

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	1 まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める「人材育成」						
2. 視点別取組項目	(1) 職員の力を最大限に引き出し、活かす						
3. 具体的取組事項	② 時代にあった組織・機構へ見直し						
4. 推進所管課等	総務課、関係課、行政促進委員会						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	職員数の減少や業務量の増加が続く中、第5次行政改革で組織機構・事務分掌の見直しが行われたが、事務内容や業務形態が、更に複雑になっている現状を踏まえ、それらに対応出来る組織・機構の見直しが必要						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	係長職全体による業務の見直し検討を行い、更に課長職がそれらの点検をする。職員が現在の人員や体制に見合った組織機構、事務分掌の見直しを行い、町民にも受け入れられる体制づくりを検討し推進する。 ・課・係全体の組織機構・事務分掌の見直し ・DXに関する部署の新設 ・こども家庭センターの設置						
7. 到達目標 具体的に記述	・時代の変化や住民ニーズに的確に対応できる組織機構や事務分掌へと見直しする。 ・DXの部署が設置され、全庁的にDXを導入する体制が構築される。 ・こども家庭センターが相談しやすい拠点となる。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・課・係全体の組織機構・分掌事務の見直し		検討	検討・準備	開始			
・DXに関する部署の新設		検討	検討・準備	開始			
・こども家庭センターの設置	検討		検討・準備	開始			
9. 期待される効果	・時代にあった効果的で効率的な組織機構に変革することにより、住民サービスの向上に繋がる。 ・DX施策の推進が図られ、事務効率の向上、財政の健全化が図られる。 ・専門職が配置され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目のない支援を行うことができる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・職員数の減少や、年齢構成のばらつきなどから、職員配置の難しさがある。 ・事務の効率化により、それに伴った適正な職員配置（省人化）ができるかが課題 ・設置場所の確保（町民が相談に訪れやすい場所）や専門職の確保が課題						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	1. まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める「人材育成」						
2. 視点別取組項目	(1) 職員の力を最大限に引き出し、活かす						
3. 具体的取組事項	③ 職員採用の多様化						
4. 推進所管課等	総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・求職者の公務員離れが加速しており、十勝町村職員採用試験（前期）における受験者数は、平成 26 年度の 398 人に対し令和 6 年度で 87 人と、著しく減少している。 ・本町の近年の採用人数は、十勝町村職員採用試験での採用者がいない年度があるなどバラつきがあり、退職者の補充ができていない年度もある。 ・安定的な行政運営体制を今後も維持するため、職員採用試験や職場 P R 等の抜本的な改革が必要となっている。 ・また、専門職を確保するため、民間企業経験者の採用に関する試験等の実施を行う必要がある。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	受験しやすい多様な職員採用試験の実施方法について、次のとおり検討実施する ・多くの受験者が受験してくれる町独自の採用試験の実施 ・テストセンター方式や民間人材サービス事業者が行う試験制度の導入						
7. 到達目標 具体的に記述	・受験者の増加と専門的スキルを有する職員を採用						
8. 目標年度 細項目 がある場合 の具体的項目欄	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
・町独自採用試験の実施		検討 →	検討 →	実施 →			
・テストセンター方式や民間人材サービス事業者が行う試験制度の導入		検討 →	検討 →	実施 →			
9. 期待される効果	・職員を確保することにより、継続した業務体制を維持することができる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・十勝町村会試験との調整が必要 ・テストセンター方式や民間人材サービス事業者が実施している他自治体の導入事例を参考とし検討する。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	1. まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める「人材育成」							
2. 視点別取組項目	(1) 職員の力を最大限に引き出し、活かす							
3. 具体的取組事項	④ 職員間、職員と住民とのコミュニケーション、協働の強化							
4. 推進所管課等	全課（制度改正等は総務課）、行政促進委員会							
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・職員の長期的なキャリア形成の観点から、行政内外の様々なコミュニティ活動に参加し、知見を広げることが重要である。 ・新型コロナウイルス感染症により様々なコミュニティ活動が制限され、地域とのつながりが希薄になっている。 ・地域の産業等の担い手が不足している。							
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	営利目的の禁止や勤務時間外等の取り決めをした上で、職員が地域活動やボランティア活動を行いやすい環境を整えるとともに、職員の副業を積極的に解禁する。							
7. 到達目標 具体的に記述	・町民ニーズに対応した職員の地域活動や副業に関するルール（ガイドライン）をつくり、これらに積極的に取り組むことができる環境を整える。							
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
・職員の地域活動や副業に関するルールづくり		検討	調査・協議	運用				
・職員の副業解禁				実施				
9. 期待される効果	・本来業務の枠を超えて異なる環境での業務に取り組むことにより、その経験が自己肯定感を高め、意欲の向上が図られる。 ・地域の産業に理解が深まることで、業務に様々な視点を取り入れることができるようになり、組織パフォーマンスの向上が図られる。 ・地域との人脈が広がり、協働によるまちづくりの推進が図られる。 ・第一次産業等の担い手不足の解消に寄与できる。							
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・営利目的等にならないよう注意が必要							

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	1. まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める「人材育成」						
2. 視点別取組項目	(1) 職員の力を最大限に引き出し、活かす						
3. 具体的取組事項	⑤ 業務に必要な資格・免許の取得を支援						
4. 推進所管課等	全課、行政促進委員会						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	行政職や専門職として職務遂行上必要な資格取得に対し、担当部署で予算化し公費負担している場合としていない場合があり、資格を取得したとしても人事異動により有用に運用されていないことがある。 また、公費負担は要しなくても、講習時間等により受ける本人や他職員への業務の負担が強えられる場合があるため、内容等を統一化及び明確化することが必要						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	各課・係の資格取得助成制度統一化 ※すでに公費で取得できるものと、そうでないものを洗い出し、公平感のある制度を構築する。 - 配置義務や介護報酬の加算に繋がる介護福祉士、介護支援専門員の研修費用、旅費、受験費用、資格更新にかかる費用の助成 - 建築技術職員の業務遂行に必要な1級建築士、2級建築士の講習受講料、受験費用、登録手数料の助成 - その他（学芸員等） 各課・係の資格等を取得する際の講習等の明確化 - 社会教育主事など、業務に必要（又は有益）な資格等を明確にし、配属された職員が講習等を受講しやすい環境を整える。 - その他（防災士等）						
7. 到達目標 具体的に記述	資格取得を支援することにより、専門性や技術を必要とする業務に従事する職員を安定的に確保する。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・各課・係の資格取得助成制度統一化		検討	検討	開始			
・各課・係の講習等の明確化		検討	検討	開始			
9. 期待される効果	- 専門性を高めるとともに職員のモチベーションアップやキャリアアップに繋がるのに加え、事業所としても事業の継続性の確保や収入の増加（加算の取得）が見込まれる。人材不足への対応策として、職員求人施策や定着支援策としても有用 - 地域に対して専門的技術的な助言や指導を行うことができる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	- 全課統一した助成割合等の検討が必要 - 採用後に職務遂行上必要性が生じ、採用時の条件等がない資格を自費により取得した者や、自主的に資格を取得したことにより職務への精通度等を向上させた者等への不公平が生じないよう検討が必要（資格取得助成を実施している自治体を参考に検討する。） - 講習等の明確化は、統一した基準等を設けるため、十分な検討が必要						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	1. まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める「人材育成」							
2. 視点別取組項目	(1) 職員の力を最大限に引き出し、活かす							
3. 具体的取組事項	⑥ 働きやすい職場環境づくり							
4. 推進所管課等	全課（制度改正等は総務課）、行政促進委員会							
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	職員一人ひとりが自分に合ったワークライフバランスを実現することで、心身共に健康を保ち、生き生きと業務に取り組むことができ、業務の効率化や住民サービスの向上が期待できる。 その実現のためには多様な働き方に対応するための制度を整えた上で、職場及び職員自身によるマネジメントが欠かせないものである。							
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	多様な働き方を実現するための制度改正について、先進自治体における取組状況や効果を検証し、本町に見合った制度を導入する。 例）フレックスタイム制やリモートワークの導入、窓口開設時間の短縮など ※取組可能なものから実施していく。 こころの健康相談・カウンセリング体制の整備 ・ストレスチェックの結果に応じた相談やカウンセリング（産業医配置）							
7. 到達目標 具体的に記述	・働きやすい職場づくりができる。							
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
・多様な働き方を実現する制度改正		検討	検討	検討・実施				
・こころの健康相談・カウンセリング体制の整備		産業医配置・開始	継続					
9. 期待される効果	・ワークライフバランスの実現 ・働き方改革を先進的に実施することで職場イメージの向上を狙い、求職者の獲得 ・制度導入による時間外勤務の縮減 ・ストレスマネジメント力の向上							
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・町民の理解が得られる内容を検討する必要がある。							

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	1. まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める「人材育成」						
2. 視点別取組項目	(2) 住民の力をまちづくりに結集する						
3. 具体的取組事項	① まちづくりに関わる人材や団体の育成						
4. 推進所管課等	関係各課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	まちづくりの推進は行政だけで行えるものではなく、住民の参加が不可欠である。しかしながら人材育成の施策が進んでいない状況にあり、住民が主体となっていくイベントに可能な支援が行き届いていない状況にある。また、既存の交付金制度については、交付期間終了後の事業継続が課題となっている。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	現在実施している「まちづくり活動支援事業交付金」や「町民交流イベント実施事業交付金」等に加え、町民が参加しやすいよう、新たな支援を検討し行う。 例) イベントの宣伝、場所の提供及び物品の貸与など側面的な支援						
7. 到達目標 具体的に記述	・まちづくりに町民が参加しやすい環境になる。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・新たな支援の検討		検討	検討	開始			
・既存の交付金事業の見直し検討		検討	検討	開始			
9. 期待される効果	・まちづくりへの参加意識が向上し、町民によるまちづくり活動が活発化することで、人材育成やまちの活性化につながる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・現在行われている交付金事業について、団体の自走に繋がるような内容への見直しが必要						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	1. まちづくりに関わる「人」の力を最大限に高める「人材育成」						
2. 視点別取組項目	(2) 住民の力をまちづくりに結集する						
3. 具体的取組事項	② まちづくりへの町民参加の仕組みづくり						
4. 推進所管課等	企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	まちづくりへの参加の機会が限られていることと、どの領域まで参加可能なかが役場側でも整理されておらず、まちづくりへの町民参加に関するルールもあいまいとなっている。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・住民と行政が協力してまちづくりを進めるため、それぞれの役割や、まちづくりの方向性、町民参加の手续や仕組みなど、まちづくりへの町民参加の基本ルールを明文化する。 ・町民のアイデアをまちづくりに取り入れる町民参加の仕組みをつくる。 例) まちづくり町民みらい会議						
7. 到達目標 具体的に記述	・町民のまちづくりへの参加意識が向上する。						
8. 目標年度 細項目がある場合 の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・町民参加の基本ルール		検討 →	検討 →	実施 →			
・アイデアを吸い上げる 仕組み		検討 →	検討 →	実施 →			
9. 期待される効果	・町民のまちづくりへの参加意識向上と参加機会の増加が図られる。 ・まちづくり推進計画委員会など、各種審議会・委員会委員の公募委員数の増加						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・町民参加の動機付けや内容設計が必要 ・アイデアが実際の事業実施に反映されるような仕組みを考える必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）						
3. 具体的取組事項	① 民間に任せることのできる業務・施設の民営化 ①						
4. 推進所管課等	農林課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題 等を具体的に記述の こと	野塚交流館（集いの杜）指定管理者制度による運営の検討 R7 管理運営体制：地域おこし協力隊 3 名、会計年度任用職員 1 名 計 4 名 開館日：毎週木曜日～日曜日 週 4 日 開館時間：10 時～16 時 R6 入場者数：2,500 人 木工製品等の販売額 約 10 万円 管理運営費 R4 1,870 千円 R5 4,443 千円 R6 5,400 千円 R7 4,822 千円（予定）消耗品～使用料及び賃借料						
6. 推進方法 問題解決のための 推進方法を具体的に 記述	・民間企業が持つノウハウを活用し、多様化する住民ニーズに対応することが可能となり、サービスの向上と経費削減を図る。						
7. 到達目標 具体的に記述	・野塚交流館の指定管理者制度による運営						
8. 目標年度 細項目 がある場合 の具体的項目欄	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
・運営方法の検討			→				
・指定管理による運営							
9. 期待される効果	・事務量及び経費の削減とサービスの向上が期待できる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・令和 6 年度の集いの杜での木工製品等の販売額が約 10 万円であり、指定管理を行っても、管理委託料の削減は未知数である。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）						
3. 具体的取組事項	① 民間に任せることのできる業務・施設の民営化 ②						
4. 推進所管課等	農林課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	東豊似牧場の活用方法の検討 ・令和3～12年度までは農業振興策の一環として広尾町農業協同組合に東豊似牧場を無償貸与しており、将来的な管理運営権の農協への移譲（民営化）に向け、不可逆的な方針について令和11年度までに段階的・戦略的に話し合いを進め、合意する必要がある。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・令和13年度以降の活用方法を令和11年度までに農協と協議し、方向性を定める。 草地面積 154.70ha						
7. 到達目標 具体的に記述	・令和11年度までに活用方法を合意し、令和12年度中に必要な手続等を終え、令和13年度からの民営化の準備を整える。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・活用方法の協議						合意	
・民営化に向けた諸手続き							
9. 期待される効果	・農業振興につながる町有地の有効活用が期待できる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・牧場の預託機能が復元できない場合、各農家において預託先の確保が必要となる。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）						
3. 具体的取組事項	① 民間に任せることのできる業務・施設の民営化 ③						
4. 推進所管課等	管理課、企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・ 広尾高校サポートプランの推進 ・ 広尾高校の魅力化を推進しているが、更なる魅力化を進めるため公設民営塾の開設を行う。 ・ 高校関連事業実施のため、広く町民や企業・団体などに呼びかけサポーター制度を構築する。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 公設民営塾の開設など、支援内容に民間活力を活用する。 ・ 寄附や金銭以外の支援を募り、支援体制の維持を図る。（下宿運営、行燈行列支援、公設民営塾会場提供等）						
7. 到達目標 具体的に記述	・ 広尾高校の存続及び魅力向上 ・ 地域住民や企業が広尾高校を応援する仕組みの構築						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・ 広尾高校サポート プランの推進		継続実施	内容の見直し				
・ 公設民営塾開設		試行・検討	実施				
・ 広高サポーター制度 の構築		検討	導入				
9. 期待される効果	・ 資格検定料補助や通学費補助などの経済的支援だけでなく、公設民営塾の開設は生徒の学力向上を直接支援するものであり、希望進路の実現は多くの生徒に選ばれる魅力的な高校づくりへの一助となる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ ふるさと納税等の寄附金は貴重な財源である一方、他律的、流動的であり、将来にわたっての事業実施を見据え、引き続き、必要な財源の確保を進める必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）						
3. 具体的取組事項	① 民間に任せることのできる業務・施設の民営化 ④						
4. 推進所管課等	関係課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	指定管理者制度の活用 ・関係法令（地方自治法等）に基づき、対象となる施設のサービス向上や経費の削減等を図る。 ・対象となる施設の老朽化や利用頻度の減少により管理運営に係るコスト面においては、費用対効果は低い。（教育施設は収益だけを求めている。）						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・制度趣旨に合致する施設の選定及び適切な時期の制度導入を検討する。						
7. 到達目標 具体的に記述	・制度趣旨に合致する施設の選定及び適切な時期の制度導入						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・制度導入検討	→						
9. 期待される効果	・公の施設のサービス向上 ・住民ニーズへの効果的対応 ・公の施設管理の効率化・経費削減 ・公共分野での事業機会の拡大						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・老朽化等により、管理・運営コストが高く使用料収入も多いわけではなくため運営だけでなく、ソフト面（運動の講習会や指導などの開催）も含めた委託の検討が必要						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）						
3. 具体的取組事項	② 大型事業に民間のアイデアやノウハウを活用						
4. 推進所管課等	関係課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	特産品を販売する拠点施設など外から人を呼び込み、観光の目玉となるような施設等の建設や管理運営において、民間のノウハウを活用し、大勢の集客が可能な魅力的な施設にする。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ P F I による民間との連携						
7. 到達目標 具体的に記述	・ P F I による公共施設の整備、管理						
8. 目標年度 細項目がある場合 の具体的項目欄	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度	令 和 9 年度	令 和 10 年度	令 和 11 年度	令 和 12 年度
・ 施設整備を行う際の 民間事業者の活用			導入する施設等について検討				
							→
9. 期待される効果	・ 民間ならではのアイデアによる魅力ある施設づくり。また、民間資金を活用することで町財政の負担軽減になる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 町に P F I などのノウハウがない。地元企業の参画が難しい。 ・ 広尾町は地理的に不利なため、大きな集客等が見込みにくい。企業が施設運営に意欲を示してもらえるか。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）						
3. 具体的取組事項	③ 企業との協働によるDX導入（住民サービスや暮らしの利便性・満足度向上）						
4. 推進所管課等	企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・現在、町公式アカウントとして運用しているLINEの公式アカウントにおいて、友だちとして登録している利用者の属性を収集できていないため、その利用者にあった必要な情報のみをお知らせすることができず、発信する情報を制限している（不必要な情報を送り続けるとブロック等につながるため）。 - 利用者数の増、利便性向上、サービスの利用満足度を向上させるには、LINEを活用した様々なサービス・手続等が利用できる環境を整備することが必要である。 ・操作に不安があるため、職員がいない閉庁時などは、お悔やみ情報のお知らせ等が行えないため、町民にニーズのある情報の発信を見送っている状況である。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・民間企業が持つノウハウや提供しているサービスなどを活用し、町民の利便性向上や利用可能なサービスなどを拡充する。						
7. 到達目標 具体的に記述	・LINEアカウントを活用するためのシステム導入						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・システム導入		検討	検討	導入・運用			
9. 期待される効果	・利用者の属性を把握することにより、必要な情報が提供可能となり、利用者満足度の向上が図られ、利用者数の増加・ブロック等の減少につながる。 - また、町民だけではなく、町外の方も対象とした活用も可能となる。 ・LINEを活用した各種手続が可能となり、町民の利便性が向上するとともに、電子手続が可能となり、各課係における各種募集事務などの省力化等が図られる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・高齢者のデジタル技術への嫌悪感の除去 ・各課が利用している管理システム等との連携						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）						
3. 具体的取組事項	④ 地域活性化企業人など、外部人材の積極的な登用						
4. 推進所管課等	関係課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・多様化する住民のニーズに応え、時代に即した行政サービスを提供するためには、行政の考え方にとらわれない柔軟な発想や専門的な知識を有する人材が必要である。 ・一方、職員数の減少や業務量の増加等により、新たな懸案事項や事業へ対応する際にマンパワー不足が大きな課題となっている。 ・近年の採用難や人件費の増といった状況から、人材を確保することが困難となっている。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・国の各種アドバイザー派遣制度や地域活性化企業人といったノウハウやスキルを持っている外部人材を登用する仕組みの活用。 ・人材紹介企業と連携協定を締結し、外部人材のマッチングに結び付ける。 ・国や北海道による外部人材派遣事業を活用し、D X化に関する相談や情報提供を依頼する。						
7. 到達目標 具体的に記述	・「業務効率化アドバイザー」、「D X推進アドバイザー」など具体的な導入分野を決定後にそれぞれの登用制度を活用して集中的な取組を実施する。						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・外部人材の登用			導入分野を決定し、制度を活用				
9. 期待される効果	・専門的な知識が必要な分野や課題に対する集中的な改革を実施する際に大きな力となる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・活用する人材にどういった業務を任せるのかをきちんと決めておく必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）						
3. 具体的取組事項	⑤ 企業版ふるさと納税制度の活用						
4. 推進所管課等	企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題 等を具体的に記述の こと	企業版ふるさと納税の近年の寄附受領状況は以下のとおり。（物納、映画分除く。） 令和6年度 12件 680万円 令和5年度 9件 660万円 令和4年度 7件 610万円 令和3年度 6件 520万円						
6. 推進方法 問題解決のための 推進方法を具体的に 記述	・ 広尾町が企業版ふるさと納税で支援を希望する事業についてPRを行う。 ・ 事業者とをつなぐマッチング事業を活用する。（現在、北海道銀行が行うマッチングを活用） ・ 魅力あるプロジェクトの構築、宣伝						
7. 到達目標 具体的に記述	多くの企業に広尾町が取り組む事業等について、企業版ふるさと納税で支援していただく。 ・ 目標額：500万円（R9年度） 第3期広尾町総合戦略より						
8. 目標年度 細項目 がある場合 の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・ 企業版ふるさと納税			新たな支援企業の開拓、	制度のPR			
9. 期待される効果	・ 各種事業の財源となり、各プロジェクトが実施できる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 企業版ふるさと納税で支援いただいている企業は固定されている。 ・ 新しい支援企業の開拓が課題である。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）						
3. 具体的取組事項	⑥ まちづくり包括協定や災害協定の締結による行政と民間との協力体制の強化						
4. 推進所管課等	関係課、企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	まちづくりの推進や災害対応において、民間の持つノウハウや資源を活かすため、まちづくり包括協定や災害時における協定を現在38件締結している。 今後も引き続き、企業等と各種協定の締結を進めていく。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・企業等と各種協定を締結する。行政の課題をピックアップして、積極的に関係企業と締結する。						
7. 到達目標 具体的に記述	・まちづくり、災害などあらゆる分野の課題解決に向けて、多くの企業等と協定を締結する。						
8. 目標年度 細項目がある場合 の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・まちづくり包括協定 や災害協定の締結			適宜、協定を締結				
9. 期待される効果	・まちづくりの推進や災害対応において、民間の持つノウハウや資源を活かすことができる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・新しい締結企業等の開拓が課題である。 ・災害対応に係る協定は有事の際に備えてのものであるが、まちづくり包括協定については、普段から実効性のあるものにしていくかが課題である。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(1) 新しい官民連携（民間の資金やノウハウを活かす）						
3. 具体的取組事項	⑦ あらゆる交通資源の統合・最適化による公共交通の効率化と利便性の向上						
4. 推進所管課等	企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	人口減少及び高齢化の進行、運行縮小等による公共交通機関の利便性の低下などにより、市街地においても買い物の足がなく、困っている高齢者が増加するなど日常生活における「移動」が大きな地域課題の一つとなっている。現状の交通資源の最適化や新たな交通モードの導入の検討など地域の実情を踏まえた持続可能な地域交通の構築が必要となっている。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- 令和7年度に新たに設置した「地域公共交通会議」において、既存交通手段の最適化や新たな交通手段の導入について、調査・検討を行う。 - 地域公共交通計画の策定						
7. 到達目標 具体的に記述	- 町内公共交通の再編等により、町内における移動がスムーズに行うことができる。 - 既存の路線バス、タクシー以外の新たな交通手段を導入する。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・地域公共交通会議による調査・検討							
・新たな交通モードの導入			実証試験の実施		本格導入		
・地域公共交通計画の策定							
9. 期待される効果	- 市街地、農村部における移動がスムーズになり、ずっと住み続けることができるまちづくりにつながる。 - 買い物や趣味など高齢者の外出機会の増加						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	- 新たな交通モードの導入と既存交通手段の再編を同時に行わないと、新たな財政負担の増加となる。 - 新たな交通モード導入の際には、既存の民間事業者（特にタクシー会社）と綿密に協議を行い、経営に影響が出ないよう制度設計を行う必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(2) 町内経済の好循環の実現						
3. 具体的取組事項	① 成長産業への積極的な支援						
4. 推進所管課等	農林課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	森林環境譲与税を活用した私有林整備の促進を図る。 課題として、無立木地の解消と、森林環境譲与税の有効活用があげられる。 現況 - 私有林人工林面積 5,785.57ha 整備面積 3,188.49ha - 整備率 55.1% 無立木地面積（樹木が生育していない土地） 371.46ha 参考 - 町有林面積 1,658.93ha 整備面積 957.26ha - 整備率 57.9% 無立木地面積 39.89ha						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	森林所有者に対する PR 活動（施業推進）、林業事業体に対する支援を行い、林業振興を推進する。						
7. 到達目標 具体的に記述	- 私有林整備を促進することで、持続可能な森林経営と地域経済の活性化、林業の生産性の向上が図られる。 - 町民の森づくり事業への参加者数の確保、広尾町産材の流通拡大、国有林を除く町有林及び私有林の森林整備、伐採跡地を含む無立木地の解消						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・私有林整備の推進							
9. 期待される効果	林業振興や雇用の確保を図ることにより、適切な森林整備が行われ、森林の持つ二酸化炭素の吸収など多面的な機能の維持が図られる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	所有者不明地等がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」							
2. 視点別取組項目	(2) 町内経済の好循環の実現							
3. 具体的取組事項	② 積極的な企業誘致の促進							
4. 推進所管課等	企画課、港湾課、水産商工観光課、農林課							
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	十勝港への飼料コンビナート進出以降、目立った企業進出がない状況にある。企画課で所管する「企業誘致促進期成会」においても、高規格道路整備等への要望活動のみで、実際の企業誘致に係る活動は行っていない状況。（港湾については、別途ポートセールスを実施） また、オソウシ牧場については、牛の預託廃止以後、採草地として生草の売り払いを行ってきたが、一部草地に植生悪化が見られ、土地の有効活用の観点から、一部の土地を畜産振興以外の用途も含めた企業誘致を検討した経緯がある。							
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・企業進出が可能な町内の土地、建物等のデータベースを整理する。 ・港湾関連企業以外の企業誘致 例) 宇宙関連企業など ・起業家等支援事業、企業振興促進補助金、中小企業融資制度など支援制度の活用促進							
7. 到達目標 具体的に記述	・十勝港のみならず、町内の未利用地、未利用建物への新たな企業の誘致							
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
・データベースの構築			情報収集・DB構築					→
・企業誘致の推進		→						→
9. 期待される効果	・民間企業を誘致することで、町内の経済活性化や産業振興などが図られ、雇用の創出につながる。							
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・町有地や公共施設以外の民間所有の土地、施設のデータ収集が難しい。 ・企業誘致に向けて、どのようにアプローチを行っていくかのノウハウが不足している。 ・牧場用地を畜産振興以外の目的で活用する場合、農業関係者などの同意が必要である。							

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(2) 町内経済の好循環の実現						
3. 具体的取組事項	③ 十勝港の利活用促進						
4. 推進所管課等	港湾課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	- 令和6年5月に就航したコンテナ船定期航路の維持・発展 - 民間企業の新たな事業所等の増設による十勝港の機能強化 - 令和7年3月に産直港湾の認定を受け、今後背後圏との連携により、肉や野菜、乳製品などの移出や輸出を拡大するなど貨物量の増加を図る必要がある。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- コンテナヤード整備後の維持管理 - 貨物量の確保に向けたポートセールスの実施						
7. 到達目標 具体的に記述	- コンテナ船定期航路のほか、フェリー・RORO 船による定期航路の開設 - 貨物取扱量を現在の140万トンから155万トンへ増加						
8. 目標年度 細項目がある場合 の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・コンテナ航路の維持							
・コンテナヤード整備							
・ポートセールスの実施							
9. 期待される効果	- コンテナ船定期航路の維持・発展により十勝港を中心とした物流網が構築され貨物量の増加が期待できる。 - 貨物量の増加に伴い、入港船舶の増加、入港料等の収入の増加が期待できる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	十勝港の利活用に向けて、オール十勝の取り組みとすることができるかが課題						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	2. 民間の力をまちづくりに活かす「官民連携」						
2. 視点別取組項目	(2) 町内経済の好循環の実現						
3. 具体的取組事項	④ 地域内経済循環の活発化						
4. 推進所管課等	水産商工観光課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	町内事業主の高齢化に伴い廃業となる事業所が増加しつつある。また現在利用しているサンタクラブカードの端末更新に伴い、地域ポイントアプリ化の検討が進められている。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・事業承継については、商工会と連携し事業主と起業家をマッチングさせる仕組みを検討する。 ・地域ポイントのアプリ化に関しては、商工協同組合と連携し行政ポイントの制度化を図る。						
7. 到達目標 具体的に記述	・事業承継マッチングの仕組みを制度化する。 ・地域ポイントをアプリ化し、行政ポイントを制度化する。						
8. 目標年度 細項目がある場合 の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・事業承継の推進		検討・導入	・運用				
・地域ポイントアプリの導入	検討	検討・導入	・運用				
・行政ポイントの制度化		検討	検討・導入				
9. 期待される効果	・事業承継が進むことにより産業振興や雇用の確保が図られる。また地域ポイントがより使いやすいアプリとなり、行政ポイントと連携することにより町の取組みへの町民参加が活性化し、地域ポイントの循環が図られる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・地域ポイントの導入に当たっては、加盟店の拡大が必須である。また行政ポイントを取り扱う各課窓口での端末導入が必要となる。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少下における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	① 役割を終えた事業のスクラップ、業務の洗い出し						
4. 推進所管課等	企画課（施策評価）、総務課、各課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	令和3年度から施策評価を実施しているが、評価結果が次年度の予算、事業実施に反映されていない。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- 評価結果を基に事業の有効性等を検証し、次年度の事業立案及び予算要求に反映させる。 - 外部人材を活用した事業改善を目的とした新たな評価を行う。						
7. 到達目標 具体的に記述	評価結果を次年度の事業立案や実施に反映させる「PDCAサイクル」を確立する。						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・施策評価の実施							
・新たな事務事業評価			検討	実施	反映		
9. 期待される効果	実施事業を検証・評価し、効果が見えないものについて改善や廃止することで、業務のスリム化を図ることができる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	- 施策評価は個々の事業に係る評価ではないため、事業の見直しにつながるような仕組みづくりが課題 - 評価方法等を複雑にすると、それに係る業務量が増大する。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少下における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	② 補助金・交付金、扶助費の有効性の点検 ①						
4. 推進所管課等	関係課、総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・ 3年に1度の補助金等見直しに係る内部評価の適正な推進 ・ 予算審査時や補助金の交付申請の際の各原課での適正な審査						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 補助金等審査委員会での客観的な視点による審査を行う。 ・ 補助金等の削減等の検討						
7. 到達目標 具体的に記述	・ 補助金等審査委員会での客観的な視点による審査 ・ 補助金等の実績報告書の適正な審査						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・補助金等審査委員会の実施（3年に1回）	→			→			→
・実績報告書の適正な審査		→					→
9. 期待される効果	・ 補助金等の公平な執行が図られる。 ・ 補助金等の削減が図られる。						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・ 実績報告書の適正な審査事務の増大が生じる。 ・ 補助金等の削減による事業縮小及び財源確保のための会費等の値上げが予想されることで、活動の衰退が懸念される。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少下における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	② 補助金・交付金、扶助費の有効性の点検 ②						
4. 推進所管課等	保健福祉課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	介護保険サービス利用者負担軽減給付金の見直し ・65歳以上（一部40歳以上）の低所得世帯で居宅介護サービスの利用者負担の10分の7を助成していたが、平成30年8月から4分の1を助成することで見直しを行った。 ・年間200人程度の利用がある。 ・十勝管内では広尾町、鹿追町、本別町、更別村、上士幌町、大樹町、幕別町、音更町、士幌町で支給している。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・平成16年度まで国の補助があったため全市町村で実施していたが、平成17年度から補助がなくなった時点で多くの市町村は廃止、見直しを実施。 ・広尾町は平成30年8月に助成率を見直し。						
7. 到達目標 具体的に記述	・令和7年度より、低所得者等を対象とした「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」を導入していることから廃止に向け検討する。 ・社福軽減制度事業費 ※事業費は総事業費から道補助金を差引き、特養負担を上乗せした金額とする。 令和7年度 見込1,829千円（8月～3月） （総事業費：2,521千円、道補助金：1,891千円、特養負担：1,199千円） 令和8年度 見込2,732千円 令和9年度 見込2,732千円 令和10年度 見込2,732千円 （総事業費：3,766千円、道補助金：2,824千円、特養負担：1,790千円）						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・社福軽減要綱制定		→					
・社福軽減制度適用			→	→	→	→	→
・介護保険サービス利用者負担軽減給付金要綱の廃止及び周知			→				
・介護保険サービス利用者負担軽減給付金廃止後適用				→	→	→	→
9. 期待される効果	・低所得で生計が困難な世帯等に対して支援を行うことで介護サービス利用者負担のバランスが保たれる。 ・介護保険サービス利用者負担軽減給付金 削減効果 令和6年度決算額 1,905,003円（1,906千円） 令和7年度 見込2,053千円（R6対比 147千円） 令和8年度 見込2,053千円（R6対比 147千円） 令和9年度 見込 513千円（R6対比 △1,393千円） 令和10年度 見込 0千円（R6対比 △1,906千円）						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・現行の独自軽減制度と今回導入する社福軽減制度は対象となるサービスが異なり、制度が適用される条件もより厳しいものとなっていることから、町民（現行制度適用者）に対し、廃止について事前の説明が必要						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少下における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	② 補助金・交付金、扶助費の有効性の点検 ③						
4. 推進所管課等	保健福祉課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題 等を具体的に記述の こと	重度心身障害者年金支給事業の見直し （対象人数： 147 人 R7.4.1 時点 4 月に支給） ・重度心身障害者に対し、年額 36,000 円を支給している。 ・十勝管内では、広尾町、士幌町、上士幌町、更別村、幕別町及び足寄町 で実施している。						
6. 推進方法 問題解決のための 推進方法を具体的に 記述	十勝管内 12 町村が当該事業を実施しておらず、広尾町において見直しを 検討する。 ・重度心身障害者年金の見直し 36,000 円 → 24,000 円						
7. 到達目標 具体的に記述	・令和 8 年度「広尾町重度心身障害者年金支給条例」の改正 （令和 9 年 4 月から適用）						
8. 目標年度 細項目 がある場合 の具体的項目欄	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度	令 和 9 年度	令 和 10 年度	令 和 11 年度	令 和 12 年度
・ 条例改正検討		→					
・ 条例改正及び周知			→				
・ 改正後適用							→
9. 期待される効果	・ 扶助費の抑制効果 削減見込額 令和 9 年度 1,764 千円 令和 10 年度 1,764 千円 令和 11 年度 1,764 千円 令和 12 年度 1,764 千円						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 町民に丁寧な説明が必要である。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	3 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少下における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	② 補助金・交付金、扶助費の有効性の点検 ④						
4. 推進所管課等	保健福祉課子育て支援室						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	母子年金の見直し（対象世帯：44世帯 R7.4.1時点 4月に支給） ・母子家庭に対し、母子福祉の推進を趣旨として、年額36,000円を支給している。 ・十勝管内では、広尾町、士幌町、上士幌町及び池田町で実施している。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	十勝管内において、実施しているのは4町のみであり、広尾町においても見直しを検討する。 ・母子年金の見直し 36,000円 → 24,000円						
7. 到達目標 具体的に記述	・令和8年度「広尾町母子年金支給に関する条例」の改正（令和9年4月から適用）						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・条例改正検討		→					
・条例改正及び周知			→				
・改正後適用							→
9. 期待される効果	・扶助費の抑制効果 削減見込額 令和9年度 528千円 令和10年度 528千円 令和11年度 528千円 令和12年度 528千円						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・こども計画（令和7～11年度）やまちづくり推進総合計画と整合性を図る必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	3 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少下における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	② 補助金・交付金、扶助費の有効性の点検 ⑤						
4. 推進所管課等	保健福祉課子育て支援室						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	遺児手当の見直し（対象世帯：7 世帯 R7.6.30 時点 10 月・4 月に支給） ・両親又は母親のいない遺児を扶養している保護者に対して、児童の健全な育成及び児童の福祉推進を趣旨として、月額 3,000 円（年間 36,000 円）を支給している。 ・十勝管内では、広尾町、士幌町、幕別町及び池田町で実施している。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	十勝管内において、実施しているのは 4 町のみであり、広尾町においても見直しを検討する。 ・遺児手当の見直し 3,000 円（年間 36,000 円） → 2,000 円（年間 24,000 円）						
7. 到達目標 具体的に記述	・令和 8 年度「広尾町遺児手当支給条例」の改正（令和 9 年 4 月から適用）						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的な項目欄	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度	令 和 9 年度	令 和 10 年度	令 和 11 年度	令 和 12 年度
・条例改正検討		→					
・条例改正及び周知			→				
・改正後適用				→			→
9. 期待される効果	・扶助費の抑制効果 削減見込額 令和 9 年度 84 千円 令和 10 年度 84 千円 令和 11 年度 84 千円 令和 12 年度 84 千円						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・こども計画（令和 7～11 年度）やまちづくり推進総合計画と整合性を図る必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少下における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	③ 人口減少を見据えた行政財産の有効活用 ①						
4. 推進所管課等	総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	目的 ・現在ある公共施設を効果的・効率的に活用し、公共サービスを持続的に提供すること。 現状での問題 ・公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、施設の更新 ・少子高齢化、人口減少に伴う公共施設の利用需要の変化						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適正な管理運営を行う。 ・施設の統廃合、複合化、多機能化することで効率的な管理運営を行う。 ・未利用施設・未利用地の除却・貸付・売却を行う。 ただし施設の解体撤去は、安全面や撤去費用、撤去後の土地の利活用や売却への優位性などを総合的に勘案し、優先度の高いものから順次実施する。						
7. 到達目標 具体的に記述	令和6年度末 建物延床面積 119,707.27 m² ↓ 約8%の削減 令和12年度 建物延床面積 110,989 m²						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・施設の統廃合及び解体撤去の推進			継続実施				
9. 期待される効果	・未利用施設の統廃合や効率的な運営により、維持管理費の減少						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・公共施設の除却、統廃合等に係る事業は、公共施設等総合管理計画を策定することにより、起債による財源措置がされるものの、交付税算入率が低く、充当するメリットが少ない。また、広尾町過疎地域持続的発展市町村計画に登載することにより、交付税算入率の高い過疎債を活用した公共施設の除却ができるが、貸付枠が不足しており、充当できる事業が限られる。 ・公共施設の除却と並行して、新たに建設される施設もあるため、総体で延床面積の削減を進めることが困難である。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少下における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	③ 人口減少を見据えた行政財産の有効活用 ②						
4. 推進所管課等	企画課、総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	広報紙等への有料広告導入 ・毎月約 3,000 部の町広報紙を印刷し、町民等へ配布しており、広尾町民の多くが広報紙により、情報収集等を行っている。 かねてより、町の商工事業者から有料広告の掲載要望が挙げられているが、有料広告の導入へは繋がっていない。 ・広報紙のページ数などが年々増加しているほか、印刷価格も高騰しており、町の財政負担は増加する一方となっている。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・町広報紙等への有料広告枠の導入 ・他の媒体の検討（封筒、町ホームページバナー等）						
7. 到達目標 具体的に記述	・町広報紙等への有料広告枠の導入						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・広報紙への広告導入		検討・関係 法令整備	導入・運用				
		→					→
・他の媒体への広告 導入		検討・関係 法令整備	導入・運用				
		→					→
9. 期待される効果	・広告導入による歳入の確保 ・商工業者等の事業周知・活性化						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・広報折込との差別化 ・広告料・広告枠の設定 ・掲載対象事業者等の設定 ・掲載事業者数の見込み						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少下における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	③ 人口減少を見据えた行政財産の有効活用 ③						
4. 推進所管課等	企画課、保健福祉課、社会教育課、総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	集会所等の廃止・集約・統合 ・集会所、寿の家、公民館など、同じ地域に同一目的のものが点在している。 ・多くの施設が老朽化しており、修繕が頻繁に発生している。 ・令和9年度が現在締結している指定管理者の契約満期であることから、契約更新前に各種方針等を定める必要性がある。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・地区ごとの集会所等集約方針の策定 ・他の公共施設の活用 ・地域住民のニーズの集約 ・公共施設等総合管理計画との整合性を図る。						
7. 到達目標 具体的に記述	・集会所等の廃止・集約・統合						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・集会所等の集約	検討・協議		検討・協議	検討・協議・条例改正	廃止・統合		
9. 期待される効果	・集会所等管理指定管理に係る委託料の削減 ・将来的に施設維持管理に係る修繕料などの削減						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・利用者等との各種調整 ・空き施設の管理、活用方法 ・避難所やクーリングシェルターの機能を確保						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少化における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	④ 健全な財政運営の推進 ア. 特別職給料の見直し						
4. 推進所管課等	総務課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・特別職（町長、副町長、教育長）給料の見直し 実施期間 令和8年1月から令和10年3月まで 町長及び副町長 令和8年1月から令和9年9月まで 教育長						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・特別職給料の減額 町長 月額 740,000 円 ⇒ 629,000 円（△15%） R8.1～R10.3 27 月 副町長 月額 613,000 円 ⇒ 570,000 円（△7%） R8.1～R10.3 27 月 教育長 月額 558,000 円 ⇒ 536,000 円（△4%） R8.1～R9.9 21 月						
7. 到達目標 具体的に記述	・「特別職の職員の給与に関する条例」の一部改正 （令和8年1月から適用）						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・特別職報酬等審議会 ・条例改正		→					
・減額			→				
9. 期待される効果	・人件費の削減が図られる。 削減額：令和7年度 528 千円 令和8年度 2,922 千円 令和9年度 2,739 千円 合計 6,189 千円						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す							

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少化における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	④ 健全な財政運営の推進 イ. 各種審議会委員等の報酬の見直し						
4. 推進所管課等	総務課、各課、行政促進委員会						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	各種審議会委員報酬の適正化 ・会議に長時間従事するものがあり、委員のなり手不足の問題も生じているため、日額報酬の見直しが必要である。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・各種審議会等の設置根拠、制定方法、報酬の有無等を調査し、職務に合った見直しを行う。 ・従事時間や委員業務の困難性や特殊性を考慮し、適切な日額報酬を検討する。						
7. 到達目標 具体的に記述	・条例制定や報酬支給規定の追加等、設置規定の整理を実施する。 ・勤務実態や職務に合った報酬を支給する。 (報酬額の改定にあたっては、特別職報酬等審議会の開催を要する場合がある。)						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・各種審議会設置規定		検討	検討・協議 ・条例改正	運用			
・日額報酬		検討	検討・協議 ・条例改正	支給			
9. 期待される効果	・各種審議会等の設置規定を設置目的や根拠法令に適合させることで、審議会管理の適正化が図られる。 ・勤務実態に合った適正な報酬支給を実施し、委員なり手不足の解消が図られる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・各種審議会等の勤務実態（資格要件、付随業務）を十分調査し、検討する必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(1) 人口減少下における行政資源の有効活用						
3. 具体的取組事項	④ 健全な財政運営の推進 ウ. 町税の収納率向上の取組						
4. 推進所管課等	住民課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	貴重な自主財源である町税を確保するため、滞納者の財産調査を適時実施し、滞納処分等の強化を厳正に進め、滞納額減少に努める。 ・新規滞納を防止しつつ、滞納者の資力等を早期調査し適時実施 ・行政サービス制限条例による滞納抑止と解消 ・滞納整理機構の有効活用						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	限られた人員の中で、より効率的な徴収体制を構築し、町税の収納率向上を図る。 ・現年納付を注視、納付相談実施・分納の点検と、財産調査の早期着手 ・行政サービス制限条例適用ほか、関係部門間の連携を常時密にする。 ・滞納整理機構への引継、差押え等滞納処分・執行停止を適時適切に判断						
7. 到達目標 具体的に記述	・各会計徴収率の向上 ・未収金の解消 ・滞納件数の縮減						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・納付注視の徹底と適時財産調査	→	→					→
・行政サービス制限の点検と庁内連携強化	→	→					→
・滞納整理機構活用、滞納処分か停止の適時判断	→	→					→
9. 期待される効果	・自主財源の確保 ・納税者の不公平感払拭と納税意識の向上						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・徴収担当職員の資質向上に向けて研修強化（適用法知識、交渉力） ・強制執行等に伴う滞納者の共通認識、共同対応強化						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(2) 環境に配慮しながら行政コストの無駄を徹底的に削減する						
3. 具体的取組事項	① 自治体D X導入による「業務効率化」 ア. D X推進体制の構築						
4. 推進所管課等	総務課、企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等 を具体的に記述のこと	- 限られた人員の中、地方創生や感染症対策等の新たな行政課題への対応が求められている。デジタル技術の活用や業務フローの見直しにより業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていかなければならない。 - 導入したデジタル技術や端末・システムを効果的に活用するためには、職員のデジタル分野に関するスキルの底上げが不可欠である。						
6. 推進方法 問題解決のための 推進方法を具体的に 記述	- 自治体D Xの推進体制の構築 (D Xに関する部署の新設、D Xに関する新たな会議体の設置) - D X推進計画を策定し、D Xの視点から行政運営の改善 ※計画は「庁内のD X」と「地域のD X」の二本立てとする - A I、R P A等のデジタル技術の活用 - デジタル分野の理解を深めるための研修の実施						
7. 到達目標 具体的に記述	- D Xに関する部署の新設 (1 (1) ②) - 広尾町D X推進委員会の設置 → D X推進計画の策定 - 委員会内にD X推進ワーキンググループの設置 → 取組推進に必要な実務的な協議 - ワーキンググループでデジタル技術の導入を検討し、可能なものから活用する - 生成A Iの活用 - デジタル分野に関する職員の意識の向上						
8. 目標年度 細項目がある場合 の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・D X推進委員会の設置 ・D X推進計画の策定				→			
・デジタル技術の導入 検討			随時				→
・生成A Iの活用 ガイドラインの作成 及び運用				作成 運用 →			→
・デジタル分野に関する 研修の実施			随時				→
9. 期待される効果	- デジタル技術やA I等の活用により業務を効率化し、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げる。 - オンライン申請等による住民サービスの向上						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	- デジタル技術を導入すること自体が目的とならないよう、業務改善の視点からどのデジタル技術が効果的かを検討する。 - A Iの導入にあたっては、適切な利用に向けたガイドラインを作成し、著作権侵害や情報漏えい等のリスクが低いサービスを選択する。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(2) 環境に配慮しながら行政コストの無駄を徹底的に削減する						
3. 具体的取組事項	① 自治体DX導入による「業務効率化」 イ. 押印の廃止と電子手続きの導入						
4. 推進所管課等	総務課、各課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	押印の見直し - 行政手続きにおいては書面主義・押印原則・対面主義が根強く、デジタル化の流れを阻害する一因となっている。 - また、感染症や災害等の緊急対応時において、臨時的に電子手続きを可能にすることにより、スピーディな対応を実現したケースが多く存在している。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- 書面・押印・対面の手続き（住民手続きや内部手続きを問わず広く対象とする）について、国の「押印見直しマニュアル」や、国、道、他自治体における改革事例を参考に、慣例にとらわれず押印の必要性を見直し、押印を廃止できる業務を検討する。 - 業務フロー自体の見直しや手続きのデジタル化（オンライン化）を併せて検討する。						
7. 到達目標 具体的に記述	- 各種手続きの押印廃止及び関係例規改正 - 可能なものは、オンライン手続きへの移行						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・見直し対象手続きの 洗い出し・見直し検討		→					
・関係例規改正			→				
・導入可能なものから 実施				→			
9. 期待される効果	- 押印廃止とオンライン化により、住民の利便性向上と職員の事務負担軽減が図られる。 - 業務フローも同時に見直すことで、業務の減量化や職員のスキル向上が図られる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	押印の必要性の検討にあたっては、庁内で取扱いに差が生じないように判断基準を設ける必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(2) 環境に配慮しながら行政コストの無駄を徹底的に削減する						
3. 具体的取組事項	② G Xの取組による環境への配慮						
4. 推進所管課等	総務課、企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	原油価格の高騰に伴い、光熱水費やコピー用紙購入価格が上昇していることから、各庁舎における電力、暖房使用に係る経費、コピー用紙使用量の徹底的な節減を行う。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- 広尾町エコオフィスプランに基づき、こまめな節電や暖房の運転を最小限に留める等、日常の経費節減策を実践する。 - 令和6年度に策定した「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき行政、事業所、町民とまち丸一となつて脱炭素化を進めていく必要がある。 - 議会を含めた各種会議や平常時におけるペーパーレス化を推進するため、D Xに関する部署（1(1)②）が、機器の導入や運用方法を検討する。						
7. 到達目標 具体的に記述	- 広尾町エコオフィスプラン等に基づく各種取組の実施 - ペーパーレス会議システムの導入						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・日常の経費節減			継続実施				
・エコオフィスプラン 等に基づく取組			継続実施				次期計画 策定
・ペーパーレス会議シ ステムの導入			試行	調査・検討	導入・運用		
9. 期待される効果	- 町が率先して環境保護に対する社会的使命を果たすことで、波及的に事業所や町民の環境問題に対する関心を高める。 - 光熱水費の節減 - コピー用紙等の資源の節約による経費節減						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	システム導入のほか、裏紙の使用や印刷設定等、事務処理上の細かい工夫を積み重ねることにより、経費をかけないペーパーレスを実現することが特に重要である。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(3) コストに見合った負担への理解・協力						
3. 具体的取組事項	① 物価高騰や人件費引き上げによる施設管理コストの増加に見合った受益者負担額の適正化 ア. 使用料・手数料の見直し						
4. 推進所管課等	総務課、関係課、行政促進委員会						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・物価高騰や人件費引き上げによる施設管理コストの増加に見合った各種使用料・手数料の見直しが必要である。 ・適正な使用料・手数料となるよう定期的に見直しを図る必要がある。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・行政促進委員会で、社会経済状況等の変動に対し、使用料・手数料の額が適正であるか十分考慮して検討を行う。 ・使用料の減免基準を明確にする。						
7. 到達目標 具体的に記述	・令和8年度見直しの検討、条例改正及び住民への周知 ・令和9年度新料金適用						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・行政促進委員会による 見直し検討			→				
・審議会答申と条例改正 及び住民周知			→				
・新使用料・手数料の 適用				→			
9. 期待される効果	・使用料収入等が増加する。 ・「効率的な施設運営及び事務の効率化による受益者負担の軽減」と「サービス内容の拡充と稼働率の向上」が図られる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・類似施設の使用料等について、各課が共同して改定案を出す必要がある。（コミセン、児童福祉会館、農村環境改善センター等） ・料金が上がることにより稼働率が下がる恐れがある。 ・受益者負担の原則について、町民の理解を得る必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(3) コストに見合った負担への理解・協力						
3. 具体的取組事項	① 物価高騰や人件費引き上げによる施設管理コストの増加に見合った受益者負担額の適正化 イ. し尿処理手数料の見直し						
4. 推進所管課等	住民課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	し尿処理手数料の見直し ・ 広尾町のし尿処理手数料は、1 Lあたり 6.16 円であり、十勝管内の平均である 6.90 円を下回っているため、値上げの検討が必要である。 ・ 業者へは、処理委託料のほかに運搬委託料（R7: 1 L 3.91 円）を併せて委託契約しているが、運搬委託料は、し尿処理施設のある帯広市までの運搬経費として支出している。 ・ なお、し尿の汲み取りに係る手数料については全額が業者への委託料となることから、値上げによる町の歳入の増はない。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ し尿処理手数料の値上げの検討						
7. 到達目標 具体的に記述	・ 令和 7 年度見直しの検討 ・ 令和 8 年度条例改正、町民への周知 ・ 令和 9 年度新料金適用						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
・ 見直しの検討		→					
・ 審議会答申と条例改正 及び住民周知			→				
・ 新料金適用							→
9. 期待される効果	・ 持続可能なし尿処理体制の構築						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 町民に対し値上げについて事前周知が必要 ・ 値上げについては、収集業者の経費等や十勝管内他町村との均衡を図る必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(3) コストに見合った負担への理解・協力						
3. 具体的取組事項	① 物価高騰や人件費引き上げによる施設管理コストの増加に見合った受益者負担額の適正化 ウ. 有料ごみ袋料金の見直し						
4. 推進所管課等	住民課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	有料ごみ袋料金の見直し ・ 有料ごみ袋の金額については現在、十勝管内ではほぼ同額となっているが、有料化（平成 15 年 4 月 1 日施行）の目的は、収集運搬料の半額程度をごみ袋の販売による収入（財源）を充てることで開始された。 ・ 本町における有料ごみ袋の改正は、令和 2 年に引き上げを行ったが、昨今の物価高騰や賃金の引き上げに伴い、令和 6 年度実績の委託料が 48,172 千円に対し、収入は 11,756 千円であり 4 分の 1 以下の充当率となった。 ・ また、令和 10 年度から可燃ごみを現在建設中の新中間処理施設（帯広市）へ運搬することが決定しているため、委託料の大幅な引き上げが見込まれる。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ ごみ袋の値上げの検討						
7. 到達目標 具体的に記述	・ 令和 8 年度見直しの検討 ・ 令和 9 年度関係機関との協議（住民周知を含む。）、条例改正 ・ 令和 10 年度新料金適用						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
・ 見直しの検討			→				
・ 関係機関との協議 （住民周知を含む） ・ 審議会答申と条例改正				→			
・ 新料金適用							→
9. 期待される効果	・ 歳入の増加及びごみの減少 ・ 持続可能なごみ収集体制の構築						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 町民に対し値上げについての事前周知が必要 ・ 値上げについては、収集業者の経費等や十勝管内他町村との均衡を図る必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	3. 健全な財政基盤を確立する「財政健全化」						
2. 視点別取組項目	(3) コストに見合った負担への理解・協力						
3. 具体的取組事項	① 物価高騰や人件費引き上げによる施設管理コストの増加に見合った受益者負担額の適正化 エ. 下水道使用料及び個別排水使用料の見直し						
4. 推進所管課等	建設水道課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	下水道使用料及び個別排水使用料の見直し ・一般会計から毎年、200,000 千円程度繰出を行っている。うち基準外の繰出金（赤字分）が 80,000 千円にのぼることから、下水道使用料及び個別排水使用料の料金改定を行う。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	令和 9～13 年度までの 5 年間で、次の使用料を段階的に値上げする。 下水道使用料（税込） ・基本料金 1,100 円／月 → 1,430 円／月（330 円増、66 円／年） ・超過料金 198 円／m ³ → 253 円／m ³ （55 円増、11 円／年） 個別排水使用料（税込） 5 人槽 4,290 円 → 5,610 円（1,320 円増、264 円／年） 7 人槽 5,060 円 → 6,600 円（1,540 円増、308 円／年） 10 人槽 6,270 円 → 8,250 円（1,980 円増、396 円／年） 14 人槽 7,590 円 → 9,900 円（2,310 円増、462 円／年）						
7. 到達目標 具体的に記述	・令和 8 年度条例改正 下水道使用料は令和 9 年 3 月分から適用予定 個別排水使用料は令和 9 年 4 月分から適用予定 ・基準外繰出金の軽減額 令和 9 年度 4,500 千円 令和 10 年度 9,000 千円 令和 11 年度 13,500 千円 令和 12 年度 18,000 千円						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
・審議会答申と条例改正 及び住民周知			→				
・新使用料適用				→	→	→	→
9. 期待される効果	・適正な料金に見直すことにより、一般会計からの繰出金を抑制し、下水道事業の安定的な運用に繋がる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・見直しの際に、管内の状況調査が必要						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	4. まちの魅力を未来へつなげる「持続可能なまち」						
2. 視点別取組項目	(1) まちの魅力や特色に磨きをかける						
3. 具体的取組事項	① ふるさと納税制度の活用						
4. 推進所管課等	水産商工観光課ほか						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	個人版ふるさと納税を推進し、水産業以外に農林業など町内産業の裾野を広げるとともに、産業振興、雇用の確保や財源の確保を図る。 令和6年度 2,795件 52,051千円 令和5年度 3,793件 71,675千円 令和4年度 5,382件 95,386千円 令和3年度 7,567件 133,304千円 令和2年度 8,692件 150,407千円						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・事業者との連携を強化し、魅力ある返礼品の開発など ・まちづくりの重要プロジェクトに対し、ガバメントクラウドファンディングの積極的な活用など ・寄附申込フォームの構築 ・広告戦略の構築 ・水産加工品に頼らない安定的な返礼品の供給						
7. 到達目標 具体的に記述	・目標額：2億円（R12年度） 第6次広尾町まちづくり推進総合計画より						
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・ふるさと納税の推進	→						
9. 期待される効果	・水産加工品や農畜産品など新たな特産品の開発により、産業振興や経済活性化に加え、雇用の促進にもつながることが期待できる。 ・寄附の増加により、まちづくりの財源の確保につながる。						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	令和3年に発生した赤潮の影響が現在も続いており、漁獲量に大きな影響を及ぼしている。返礼品の主力である水産加工品をはじめ農畜産加工品など、その他の返礼品の強化が必要である。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	4. まちの魅力を未来へつなげる「持続可能なまち」						
2. 視点別取組項目	(1) まちの魅力や特色に磨きをかける						
3. 具体的取組事項	② Jークレジット制度による温室効果ガス吸収量の販売						
4. 推進所管課等	農林課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	- Jークレジットの販売促進を図る。 - 町有林整備事業等の財源確保 【1回目 平成23年度～令和6年度】 販売トン数；1,510 t、販売額；18,523,058 円 残クレジット数；1,366 t 【2回目 令和7年度申請分】 R7～R14(8年間)でクレジット数 25,695 t の取得予定 対象面積は 1,601.37ha、創出量は約 16 t /ha 現単価（税込 11,000 円/t）の場合、売価積算額は 282,645,000 円						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- サンタランドウッドのブランド力を高め、企業にPR活動を行い、認知度向上や購買意欲を高める。 - 金融機関等、仲介業者と連携し新規販売先の開拓を図る。						
7. 到達目標 具体的に記述	・取得済みの残クレジット及び新たに取得するクレジットの完売を目指す。						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・企業にPR活動・販売	取得（2回目）		PR・販売（1回目+2回目）				
	PR・販売（1回目）						
9. 期待される効果	・森林整備事業の財源を確保することにより、持続可能な森林資源の循環システムを構築						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	- 販売先の確保 - Jークレジットに取り組む自治体等が増加したため、販売単価の見直しも検討						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	4. まちの魅力を未来へつなげる「持続可能なまち」						
2. 視点別取組項目	(1) まちの魅力や特色に磨きをかける						
3. 具体的取組事項	③ 地域資源の保全と活用						
4. 推進所管課等	水産商工観光課、社会教育課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題 等を具体的に記述の こと	・ 景観資源、観光資源、海洋資源、文化財の保全と活用を図る。						
6. 推進方法 問題解決のための 推進方法を具体的に 記述	・ 十勝・日高山脈観光連携協議会、えりも岬とんがりロード観光協議会、十勝管内栽培漁業推進協議会及び日高山脈襟裳十勝国立公園協議会など、既存の枠組みを活かして関係市町村や関係団体等と情報の共有を図り、新規・既存の資源の利活用を図っていく。 ・ 文化財については、海洋博物館を拠点として、文化財への関心を高める。						
7. 到達目標 具体的に記述	・ 大丸山森林公園年間来場者数 6万人						
8. 目標年度 細項目 がある場合 の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・ 利活用の検討		→					→
・ 資源保全の検討		→					→
9. 期待される効果	・ 景観、観光資源の活用による知名度、魅力の向上 ・ 海洋資源の持続的利用 ・ 文化財の適正な保全						
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	観光や海洋資源の利活用は広尾町のみで推進しても効果は薄いため、広域での実施が必要なことから、各団体等の構成市町村で認識を一致させるとともに、一体となって取り組む必要がある。						

行政改革推進計画（個票）

1. 基 本 視 点	4. まちの魅力を未来へつなげる「持続可能なまち」						
2. 視点別取組項目	(2) 未来を見据えた持続可能なまちづくり						
3. 具体的取組事項	① 広域行政の推進						
4. 推進所管課等	社会教育課、関係各課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	職員数の減少等により広尾町単独で事業実施が困難になる分野や、地域特性にとらわれない共通の資源の活用について、近隣自治体や十勝圏域での広域連携を推進し、解決・効率化を図る。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	現状では、十勝圏複合事務組合、南十勝複合事務組合など一部の分野において広域連携が実施されている。近隣自治体との公共施設の共同利用などが想定される。（大樹町生涯学習センターなど。） 今後、新たな広域行政を検討していく。						
7. 到達目標 具体的に記述	・単独で実施している事業等の広域連携による効率化 ・観光などの広域連携						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・広域行政の検討		→					→
9. 期待される効果	・経費の削減 ・職員の負担軽減						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・広尾町単独ではできないため、近隣自治体にも広域連携のニーズが必要						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	4. まちの魅力を未来へつなげる「持続可能なまち」						
2. 視点別取組項目	(2) 未来を見据えた持続可能なまちづくり						
3. 具体的取組事項	② 人口減少を見据え、「コンパクト・シティ」を意識したまちづくりの推進						
4. 推進所管課等	建設水道課、社会教育課、関係各課、公園整備検討委員会						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	広尾町では人口減少、少子高齢化、公共施設等の老朽化、空き地や空き家の増加、気候変動に伴う災害リスクの増大が懸念されている。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 広尾町立地適正化計画の策定（R7） ・ 広尾町都市計画マスタープラン計画の策定（計画期間 R5～R24） ・ 新たな公園整備事業（R5～R9） ・ 既存の公園及びパークゴルフ場の在り方検討 ・ 公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅の在り方を検討						
7. 到達目標 具体的に記述	人口減少下でも持続可能で効率的なまちづくりを進めるため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通等により生活利便施設にアクセスできる都市構造の見直し、都市機能の集約と公共交通の充実等による街を目指す。 既存の公園やパークゴルフ場について、利用状況・市街地から離れているなどの利便性を考慮しながら、地域皆様のご意見を確認し、集約・廃止なども含めた在り方について検討する。						
8. 目標年度 細項目がある場合 の具体的項目欄	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
・ 広尾町立地適正化計画		計画策定 →	推進				→
・ 広尾町都市計画マスタープラン計画							→
・ 新たな公園整備事業				→			
・ 既存公園の在り方検討							→
・ 既存PG場の在り方検討							→
・ 公営住宅の在り方検討							→
9. 期待される効果	・ 生活利便性の維持・向上 ・ 地域経済の活性化 ・ 行政コストの削減 ・ 居住地の安全性の強化						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	都市機能（公共移設・商業施設）や居住地の誘導は地域住民の理解を得るのは容易ではないが、将来を見据えて長期的な視点に立った仕組みづくりや事業展開が必要						

行政改革推進計画（個票）

1. 基本視点	4. まちの魅力を未来へつなげる「持続可能なまち」						
2. 視点別取組項目	(2) 未来を見据えた持続可能なまちづくり						
3. 具体的取組事項	③ コミュニティの維持と活性化						
4. 推進所管課等	企画課						
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	地域コミュニティにおいて中心的な役割を果たしている町内会は、会員の減少や役員の高齢化などにより活動が停滞傾向にあり、今後、本来の活動はもとより防災や高齢者等の見守りなどの地域ニーズに対応できなくなる可能性がある。 また、地域課題の解決や行政との協働のまちづくりを目的とした「職員地域分担制」にあっては、担当職員が町内会の総会に出席し町の主要施策を説明するだけにとどまっているほか、総会への出席率も低く（R 6：28.9%・38 町内会中 11 町内会）、制度が形骸化している実態にある。						
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	行政(担当部署)による町内会への相談支援 ・若年層や現役世代の加入促進や活動の活性化及び世帯数の少ない町内会の再編・統合などに係る相談支援 職員地域分担制の充実強化 ・担当職員による町内会活動への参加や交流の促進、地域課題解決の支援など、職員地域分担制を充実強化することにより町内会活動を活性化させ、持続可能な町内会を目指す。 町内会活動のデジタル化 ・行政から町内会への情報提供や町内会会員間の情報共有をデジタル化し、町内会活動の負担を軽減する。						
7. 到達目標 具体的に記述	・会員の加入促進による町内会の維持 ・職員地域分担制の充実強化による地域課題の把握・解決と町内会活動の活性化 ・回覧板のデジタル化						
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
・行政(担当部署)による相談支援			実施				
・職員地域分担制の充実強化			検討・準備	実施			
・回覧板のデジタル化			検討・準備	モデル地区で実証実験	順次拡大実施		
9. 期待される効果	・町内会の維持と活性化 ・地域課題の把握と解決 ・職員の意識改革 ・地域と行政の信頼関係の構築と協働のまちづくり ・町内会活動の負担軽減						
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・町内会活動の活性化の取組に対する町内会の理解 ・職員地域分担制の充実強化に伴う職員の負担増 ・回覧板のデジタル化における高齢者等のデジタルリテラシー						

用語説明

1 ジョブローテーション P11

職員の能力開発のために、単一の業務ではなく多くの業務を経験させるよう定期的に職務の異動を行うこと。

2 行政促進委員会 P12、14、15、16、43、48

行政事務及び事業について調査、研究し、効率化を図ることによって、住民福祉の増進と住民サービスの向上に資するために設ける委員会のこと。

3 DX（デジタルトランスフォーメーション） P4、6、12、24、25、45、46、47

最先端のデジタル技術を企業や行政などに広く浸透させることで、人々の暮らしをより便利で豊かなものへと変革すること。

4 こども家庭センター P12

令和4年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として設置に努めることとされたもの。

5 省人化 P12

業務における無駄な工程を削減したり、機械化や自動化によって、必要な人員を減らす取り組みのこと。

6 テストセンター方式 P13

企業が採用選考で行う適性検査 SPI などを、開発元が用意した専用の会場で受験する方式のこと。

7 フレックスタイム制 P16

使用者が、就業規則等により、その労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定に委ねることとした労働者については、労使協定により、3か月以内の期間、その期間を平均して週40時間以内で、週40時間又は1日8時間を超えて、労働させることができる制度のこと。

8 リモートワーク P16

インターネットや通信技術を利用して、遠隔地から働くこと。オフィスに通勤せず、自宅やコワーキングスペースで働く形態が含まれる。

9 産業医 P16

職場で働く従業員の健康管理を専門的に行う医師のこと。

10 指定管理者制度 P4、19、22

公の施設の管理運営を、民間事業者、NPO法人、ボランティア団体等を含む幅広い団体に行わせることができる制度のこと。

11 広高サポーター制度 P21

町全体で高校教育や教育を行う環境をあらゆる面から支援する制度のこと。

12 PFI P23

民間の資金と経営能力・ノウハウを活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業を実施するための手法のこと。

13 地域活性化企業人 P4、25

三大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が協定書に基づき、社員を地方自治体に6か月から3年の期間で派遣し、地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域貢献活動を支援する国の取組のこと。

14 まちづくり包括協定 P4、27

自治体と民間企業が連携し、人口減少、少子高齢化、福祉、環境、防災、まちづくりなど地域の課題解決を目指す協定のこと。

15 交通モード P28

鉄道、バス、タクシーをはじめとする、各交通手段のこと。

16 地域公共交通計画 P28

地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通をデザインするために、望ましい公共交通サービスの姿を明らかにするとともに、持続可能なサービスの提供を確保するために必要な方針を定める、公共交通のマスタープランとなる計画のこと。

17 ポートセールス P30、31

船舶・貨物を誘致し、港湾の利用促進を図るためのPR活動のこと。

18 起業家等支援事業 P30

新たに事業活動を行う者や新規分野での事業活動を行う者等を支援し、起業の促進による産業の振興、商店街の活性化及び雇用の促進を図ることを目的とする事業のこと。

19 企業振興促進補助金 P30

広尾町における企業の立地を促進するため、企業に対し、町が必要な補助を行い、本町経済の発展と雇用機会の拡大を図ることを目的とする補助金のこと。

20 中小企業融資制度 P30

中小企業の育成振興並びに経営の近代化を促進し、その経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため貸付する制度のこと。

21 産直港湾（特定農林水産物・食品輸出促進港） P31

農林水産物・食品の輸入において、輸出産地と海外を直行サービスで結ぶ港湾のこと。

22 RORO船 P31

主に貨物運送に用いられる、トレーラーシャーシや商品車を自走により積み卸しする荷役方式の船舶のこと。

23 地域ポイント P32

地域経済の活性化や地域課題の解決を目的として、自治体や地域団体が発行するポイントのこと。

24 行政ポイント P32

町民の地域活動への参加促進や地域内での経済循環などを目的に、町が行う対象事業に参加するなど、行政サービスを利用した方に対して付与されるポイントのこと。

25 PDCAサイクル P33

Plan-Do-Check-Action の略称。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

26 公共施設等総合管理計画 P39、41

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などについて、中長期的な視点から計画的かつ効率的に実施するための計画のこと。

27 起債 P39

道路や公共施設などを整備する場合のように、長期間にわたって多くの者が利用することができ、多額の費用が必要なもののために、町が国や道、金融機関等から借り入れる地方債（借金）を起こすこと。

28	過疎債（過疎対策事業債）	P39
町が発行する町債の1つであり、過疎地域に指定された市町村が策定する過疎計画に基づいて行う事業に対して発行が許可される起債のこと。過疎債は元利償還時に償還額の70%が交付税により補填される有利な起債です。		
29	ホームページバナー	P40
ウェブサイト上で案内したい情報や他のウェブページやサービスを紹介するために使用される画像などのこと。		
30	クーリングシェルター	P41
暑さをしのぎ、一時的に休憩することが可能な町内の商業施設等のこと。		
31	AI（人工知能）	P45
言語の理解や推論、問題解決など人間のもつ知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。		
32	生成AI	P45
自己学習により、新たなデータやコンテンツを生成することができるAIの一種であり、規則や特徴を学び、それを基に新しい情報やアイデアを生成する人工知能のこと。		
33	RPA	P45
人間がコンピュータを操作して行う作業を、コンピュータ上で動くロボットが自動的に操作することによって代替すること。		
34	GX（グリーントランスフォーメーション）	P6、47
「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という、カーボンニュートラル（実質排出ゼロ）の状態にいち早く移行するために必要な経済社会システム全体の変革のこと。		
35	広尾町エコオフィスプラン	P6、47
温室効果ガスの排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした計画のこと。		
36	ガバメントクラウドファンディング	P52
地域の抱える課題の解決やまちづくりにつながるプロジェクトを立ち上げ、そのプロジェクトに共感してくれた方から寄附を募る仕組みのこと。		
37	J-クレジット	P7、53
制度に基づいて認証された温室効果ガス吸収量のこと。		
38	コンパクト・シティ	P7、8、56
都市計画や街づくりの理念、あり方を示す概念。住宅、職場、店舗、病院など、生活に必要な機能を中心部に集めることで、快適に暮らせる街のこと。		
39	立地適正化計画	P8、56
都市計画マスタープランの一部とみなされ、都市全体の観点からの居住や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランのこと。		
40	都市計画マスタープラン	P56
長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする計画のこと。都市計画に係る基本的な方針を示す計画のこと。		
41	デジタルリテラシー	P57
活用されているデジタル技術に関する知識があること、デジタル技術を活用する方法を知っていること。		